

買取制度運用ワーキンググループに おける回避可能費用の見直し等について

平成27年2月3日
資源エネルギー庁

- 電力システム改革により、平成28年(2016年)4月を目途に、電力の小売全面自由化が実施予定。
- 小売全面自由化の制度設計については、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 制度設計ワーキンググループ(以下、制度設計WG)にて検討が行われているところ。
- 制度設計WGにおいては、小売全面自由化後に実施予定の計画値同時同量制度に合わせ、インバランス制度の見直しも議論されており、固定価格買取制度との整合性を図るための特例制度①、②について検討が行われたところ。
- この特例制度①、②における回避可能費用の具体化については、固定価格買取制度全体の検討を行っている当小委員会に検討が委ねられているところ。
- このため、特例制度における回避可能費用の具体化のみならず、電力小売全面自由化後の回避可能費用の在り方そのもの等について、昨年度も回避可能費用の議論を行った買取制度運用ワーキンググループを再開し、検討を行うこととしたい。

<買取制度運用ワーキンググループにおいて議論を行っていただく主要な論点>

- (1)小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法
- (2)固定価格買取制度と計画値同時同量制度の整合性を図るための仕組み(特例制度①、②)における回避可能費用の具体化

<検討のスケジュール>

今後数回の議論を経た上で、見直し内容を決定する。

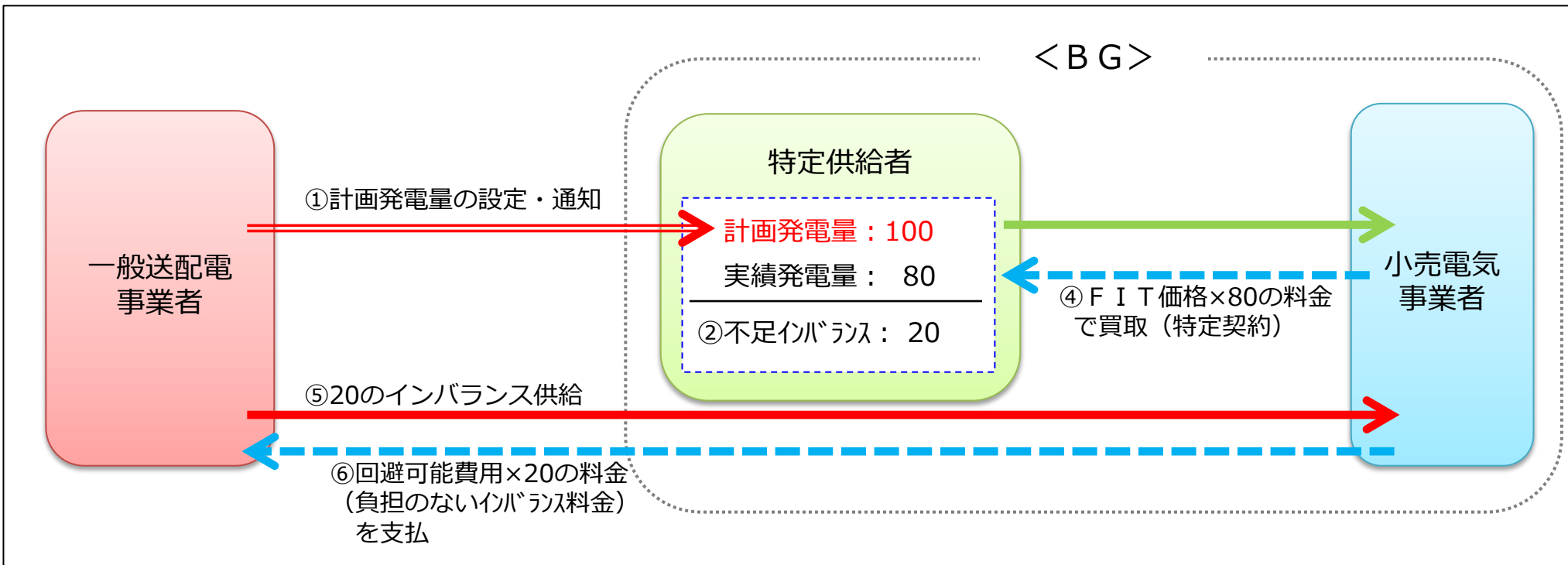
(以下、参考)

※第10回制度設計WG資料6-1より抜粋
(特例制度①、②の説明及び比較)

【参考】 特例制度①における電気の流れ、インバランスの精算

一般送配電事業者が計画発電量を設定する仕組み(特例制度①)

<不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



◇特定供給者は、結果的に、【実績発電量×FIT価格】の収入を得られることとなる。

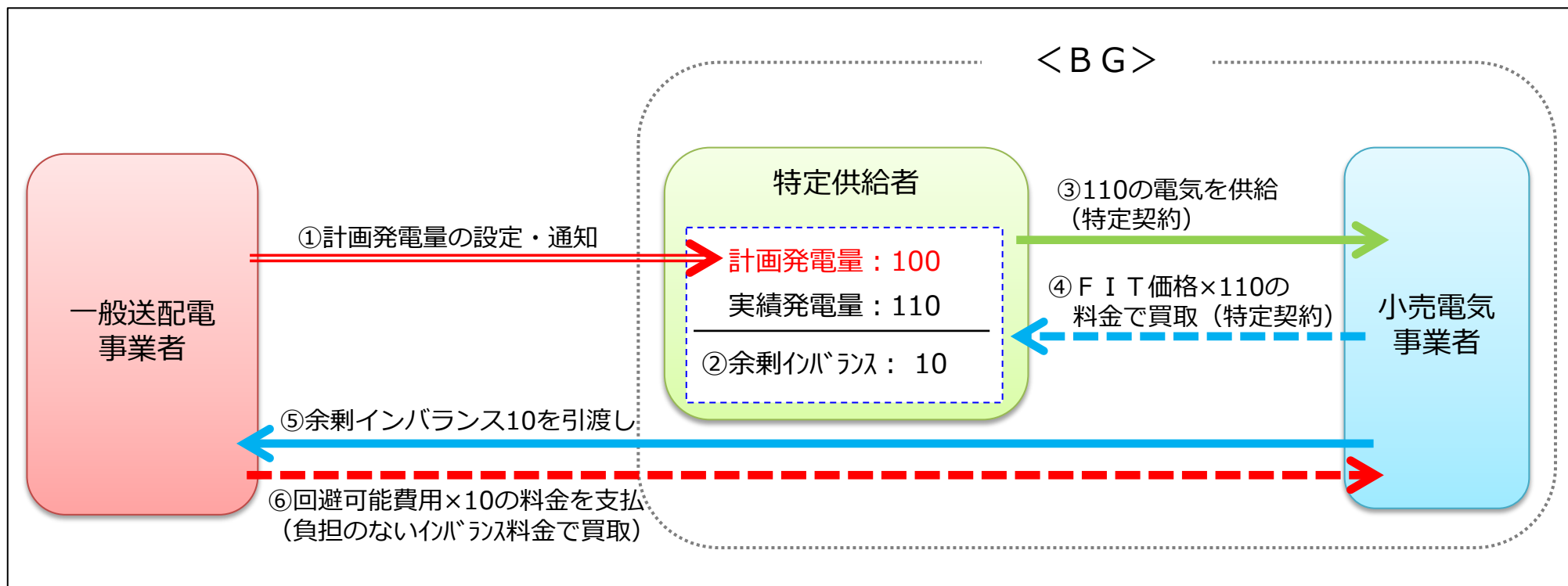
◇小売電気事業者は、結果的に、計画発電量と同量の電気を回避可能費用で買い取ることとなる。

※FIT価格で買い取った部分については、費用負担調整機関から、【FIT価格－回避可能費用】の交付金が交付されるため、実質的に回避可能費用で買い取ったこととなる。

【参考】 特例制度①における電気の流れ、インバランスの精算

一般送配電事業者が計画発電量を設定する仕組み(特例制度①)

<余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



◇特定供給者は、結果的に、【実発電量×FIT価格】の収入を得られることとなる。

◇小売電気事業者は、結果的に、計画発電量と同量の電気を回避可能費用で買い取ることとなる。

※余剰インバランス部分については、特定供給者にFIT価格を支払うこととなるが、一般送配電事業者から【回避可能費用】の収入、費用負担調整機関から【FIT価格-回避可能費用】の交付金が交付されるため、実質的な負担は生じない。

【参考】特例制度①における回避可能費用の具体化について

- ◇特例制度①は、FIT制度と計画値同時同量制度の整合を図るために導入する制度であることから、（その水準はともかく）回避可能費用によりインバランス精算をすることが適当と考えられる。
- ◇他方、第8回WGにおいて、複数の委員より御指摘をいただいたとおり、計画値同時同量制度においては、小売電気事業者が引き取ることとなる電気の変動のない成形された電気となることから、回避可能費用の考え方を見直すことが必要と考えられる。
- ◇回避可能費用の考え方については、FIT制度全体の検討を行っている「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会」において検討することとする。

第8回制度設計WG資料5 – 3 P.32より抜粋

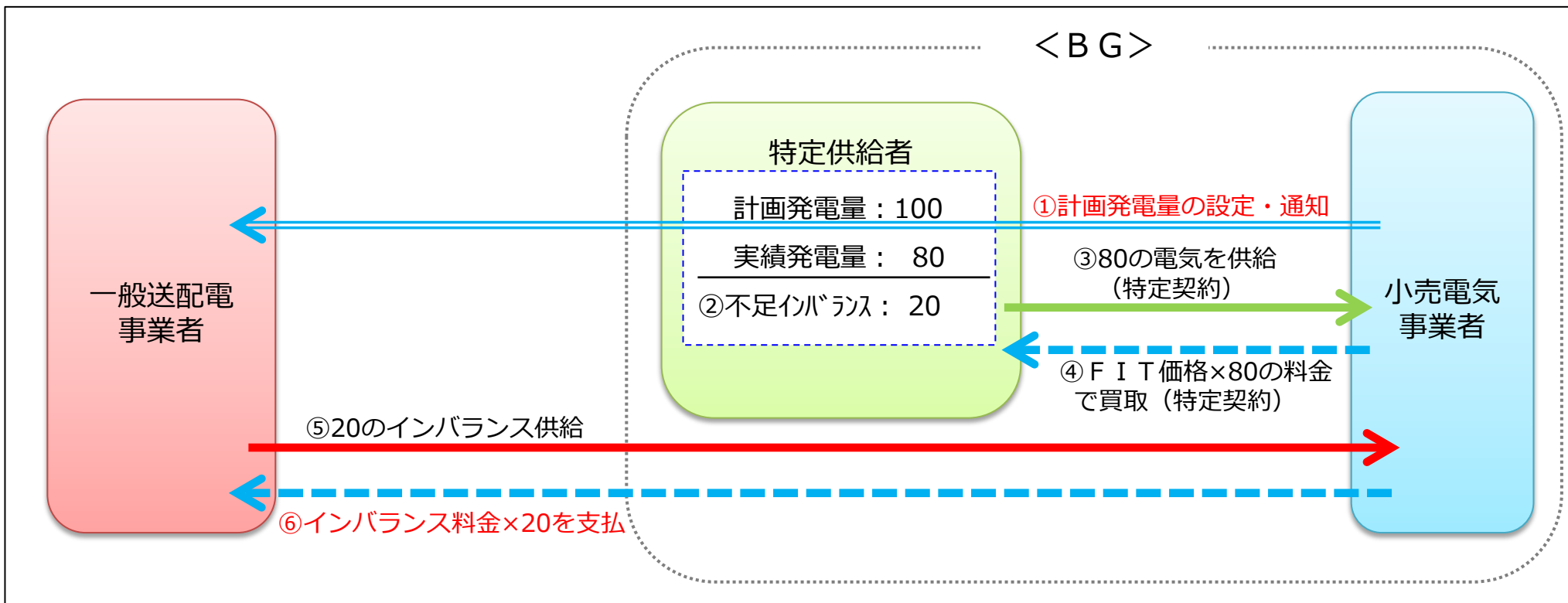
論点2：回避可能費用の考え方について

- ※計画値同時同量制度においては、FIT電源を含む全ての電源から発電される電気について、一般送配電事業者がインバランス調整を行ったうえで小売電気事業者に引き渡されることになるため、変動のない成型された電気となる
- ※変動しない成型された電気は、実同時同量制度において小売電気事業者が引き取ることとなる変動する電気と比較して電気価値が高いと考えられるが、回避可能費用の考え方を見直す必要はないか

【参考】 特例制度②における電気の流れ、インバランスの精算

小売電気事業者が計画発電量を設定する仕組み(特例制度②)

<不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



◇特定供給者は、結果的に、【実績発電量×FIT価格】の収入を得られることとなる。

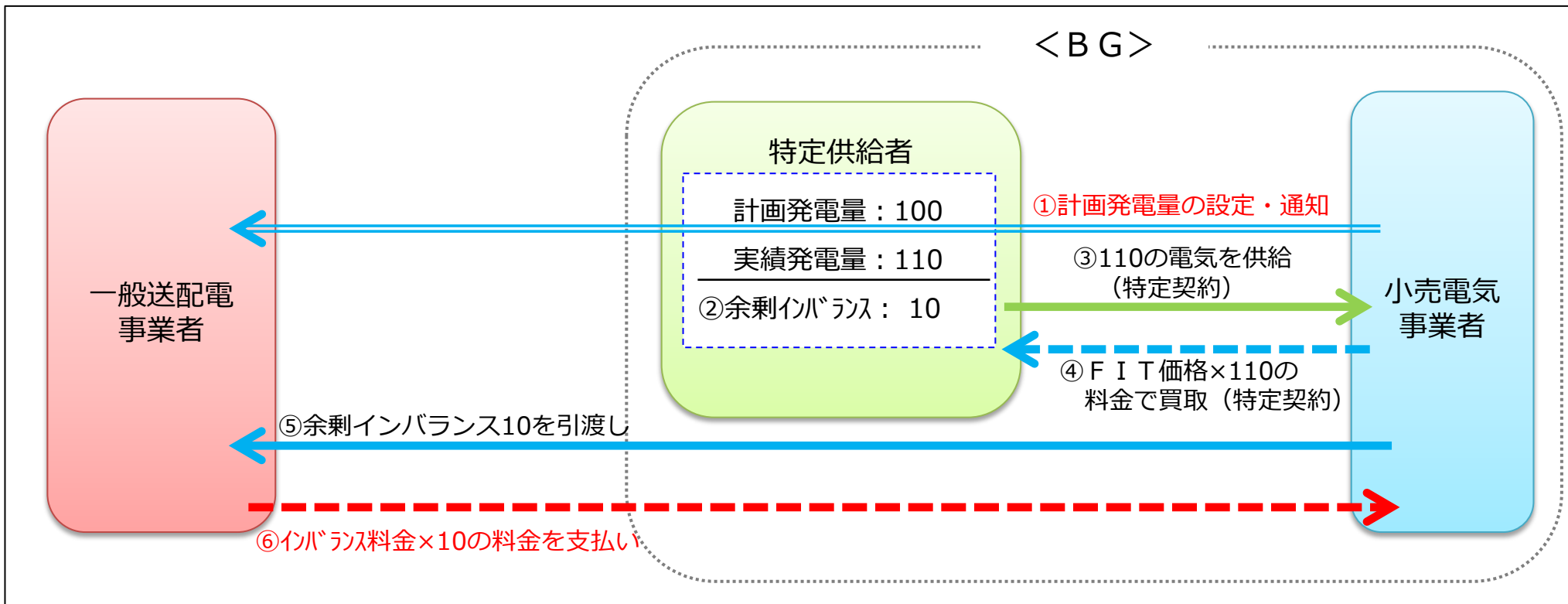
◇小売電気事業者は、結果的に、計画発電量と同量の電気を買い取ることとなるが、実績発電量相当分については回避可能費用で、不足インバランス相当分については通常のインバランス料金で買い取ることとなる。

※FIT価格で買い取った部分については、費用負担調整機関から、【FIT価格－回避可能費用】の交付金が交付されるため、実質的に回避可能費用で買い取ったこととなる。

【参考】 特例制度②における電気の流れ、インバランスの精算

小売電気事業者が計画発電量を設定する仕組み(特例制度②)

<余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



◇特定供給者は、結果的に、【実績発電量×FIT価格】の収入を得られることとなる。

◇小売電気事業者は、結果的に、計画発電量と同量の電気を買うことになるが、実績発電量相当分については回避可能費用で買取り、そのうち余剰インバランス相当分については、通常のインバランス料金で一般送配電事業者に買取られることとなる。

※FIT価格で買取った部分については、費用負担調整機関から、【FIT価格－回避可能費用】の交付金が交付されるため、実質的に回避可能費用で買取ったこととなる。

【参考】特例制度①と②の比較

特例制度①と特例制度②の比較

	計画発電量の 設定主体	インバンスリスクを 負う主体	インバンスの 精算単価	計画発電量の精度向上 インセンティブ
特例制度①	一般送配電事業者	一般送配電事業者	FIT制度における 回避可能費用	一般送配電事業者
特例制度②	小売電気事業者	小売電気事業者	通常のインバンス料金	小売電気事業者
通常の計画値 同時同量制度	発電事業者	発電事業者	通常のインバンス料金	発電事業者

特例制度①と特例制度②における回避可能費用の考え方

- 上表のとおり、特例制度②においては、現行の実同時同量制度における特定規模電気事業者と同様に小売電気事業者が調達リスクを負うこととなる一方、特例制度①においては一般送配電事業者がインバンスリスクを負うこととなり、小売電気事業者は一切調達リスクを負わないこととなる。
- このため、特例制度①の回避可能費用は、特例制度②の回避可能費用と比較して高めに設定されることも一案として考えられるが、特例制度②における回避可能費用の具体化について、FIT制度全体の検討を行っている「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会」にて検討することとする。